乳酸菌のWGSデータ取得(データのみ、1Gb・100検体)業務委託契約書（案）

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構（以下「甲」という）と\*\*株式会社（以下「乙」という）および\*\*株式会社（以下「丙」という）とは、甲が乙に対し第1条に定める業務（以下「本業務」という）を委託し、丙が実施するにあたり、次の通り業務委託契約を締結する。

第1条（本業務の委受託）

甲は、甲が別に定める「乳酸菌のWGSデータ取得(データのみ、1Gb/100検体)業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）記載の業務を乙を介して丙に委託し、丙は乙を介して、これを受託する。

実施業務件名：乳酸菌のWGSデータ取得(データのみ、1Gb/100検体)業務

1. 本業務は、甲における試験研究を目的とするものに限られる。
2. 本業務は、乙から丙に再委託され、丙において実施されるものとする。なお、丙は、甲からの直接の受託者としてこれを行うものではない。
3. 本業務のために必要な場合は、丙は第三者（丙の関連会社を含む。以下本条において同じ）に対し、本業務の全部または一部を委託する場合があり、甲はこれを承認する。ただし、丙は、当該業務提携先に対し本契約において丙が負う義務と同等の義務を課した上で、当該業務提携先の行為につき責任を負うものとする。
4. 委託期間は、契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

第２条（業務の実施）

丙は、本契約成立の日時点で丙の保有する技術をもって合理的な努力を行うことにより、本業務を実施するものとする。

1. 乙および丙は、本業務の実施に際して個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
2. 乙および丙は、本契約および薬機法、その他関連する法律および法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって本業務を実施するものとする。

第３条（サンプル・情報の提供）

甲は、本業務の実施にあたり、甲、乙および丙が協議の上定める試料（以下「本サンプル」という）および本サンプルに関する情報（以下「本情報」という）を丙に提供する。ただし、本サンプルおよび本情報の提供方法・時期その他の詳細については、甲、乙および丙、が別途協議の上定めるものとする。

1. 本情報は、本サンプルの安全性に関わる情報を含むものとし、甲は、本サンプルの安全性について乙および丙に対し保証する。
2. 本情報は、本サンプルを用いた乙および丙による本業務の実施に関連して遵守すべき法令（遺伝子組換え体、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、バイオハザード、臨床検体、個人情報等の取扱いに関する法令を含む）に関する情報を含むものとする。

第４条（報告・変更）

甲は、本業務の進捗状況に関して、本業務の期間中において、乙および丙に報告を求めることができる。

２．本業務の内容の詳細について、サンプル性状等の理由によりサンプル数・解析仕様・納入期日等の変更を要する場合、甲、乙および丙が協議の上、その取扱いについて定めるものとする。

第５条（納品）

丙は、本業務の実施に基づく成果物（以下「本成果物」という）を所定の期限までに乙に提出し、乙はその原本を甲に提出し、甲による本成果物の受領をもって本業務の完了とする。なお、本成果物には、生データ類を記録した電子媒体（USBメモリまたはHDD）も含まれるものとする。

２．乙および丙は、本成果物を所定の期限までに提出することができない場合は、事前にその理由を付して甲に通知し、当該期限を延期することができる。

３．丙は、本試験の実施中に異常が発生した場合、速やかに甲に報告するものとし、甲、乙および丙は、その対策について協議の上、これを解決する。

第６条（成果物の帰属）

本成果物は、全て甲に帰属するものとする。ただし、丙の保有する本業務に関するノウハウ、手法その他の技術およびそれらの改良技術（以下「丙技術」という）については、この限りでない。

第７条（委託料）

本委託料の金額は、金 \*\*\*円に消費税を加算した金額とする。

2． 乙は、本業務の完了後、本委託料について速やかに甲に請求書を発行し、甲は、当該請求書に定める方法により、所定の期限までに乙に支払を行うものとし、乙は、本業務の対価を乙および丙で定めた条件により、丙に支払うものとする。

第８条（データ、サンプルの保管）

丙は、本業務の過程で発生した解析データを、本業務の期間中およびその完了後6か月間、保管するものとし、かかる保管期間経過後は、破棄するものとする。

２．丙は、本サンプルのうち本業務において使用せずに残存したものについて、本業務の完了後、甲の指示に従って、返却または破棄するものとする。

第９条（秘密保持）

乙および丙は、本業務の実施の事実、本業務に関連して開示を受けまたは知得した甲の情報、本サンプル、本情報および本成果物について機密を保持し、甲の書面による事前の承諾なく第三者に開示・提供してはならず、かつ、本契約に定める以外のいかなる目的にも使用してはならない。ただし、弁護士、公認会計士、税理士等の法律または契約上の秘密保持義務を負うアドバイザーおよび本契約の規定に基づいて選任された丙再委託先に対して開示・提供することを妨げないものとする。なお、乙におけるかかる秘密保持の義務の対象は、丙技術その他本業務に関連して開示を受けまたは知得した丙の情報を含むものとする。

２．甲は、丙技術その他本業務に関連して開示を受けまたは知得した乙および丙の情報について、機密を保持し、乙および丙の書面による事前の承諾なく、第三者に開示・提供してはならず、かつ、本契約に定める以外のいかなる目的にも使用してはならない。ただし、弁護士、公認会計士、税理士等の法律または契約上の秘密保持義務を負うアドバイザーに対して開示・提供することを妨げないものとする。

3. 前二項の規定は、次の各号の一に該当するものについては、適用されない。

1) 既に公知であるものまたは自らの責によらず公知となったもの

2) 既に自らが保有していたもの

3) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を課せられることなく入手したもの

4) 独自に開発または取得したもの

5) 法令または官公庁等の公的機関もしくは証券取引所等の規制機関により開示・提供が求められるもの

４． 本条第１項および第２項の規定に関わらず、甲、乙および丙は、本業務の遂行のために必要な範囲で自己の役員または従業員に、秘密情報を開示することができる。その場合、甲、乙および丙は、当該役員または従業員に対し、本条に基づき自己が負う義務と同一の義務を遵守させるものとする。

５．本条の規定は、本契約の終了後も以後５年間、有効に存続するものとする。

第１０条（免責）

本業務に関連して発生した損害については、乙および丙は、その故意または重過失による場合を除いて、責任を負わない。

２．乙および丙は、本サンプルおよび本情報に関する係争について責任を負わない。なお、かかる係争には、本サンプル中の挿入遺伝子またはその遺伝子発現産物に関する知的財産権および本サンプルの入手方法の倫理的正当性に係る係争を含むが、これに限られない。

３．本成果物に起因する生命上または身体上の被害に係る係争、本成果物を利用した臨床研究・臨床試験に起因する係争、および、研究目的以外の目的における本成果物の使用に起因する係争（第三者の知的財産権の侵害に係る係争を含む）について、乙および丙は、責任を負わない。

４．乙および丙が本業務に関連して負う責任については、全ての責任を通算して、本委託料の金額を上限額とする。

第１１条（不可抗力）

　　不可抗力が生じた場合、甲、乙および丙は、他の当事者に対し、いかなる責任も負わないものとする。なお、不可抗力とは、天災、戦争・暴動、事故、原材料・動力の供給の中断、労使紛争、公的機関の規制・介入、パンデミック、エピデミックその他の事象であって、甲、乙および丙において合理的に制御することができないものを指すものとする。

第１２条（業務の中止）

乙および丙の合理的な努力による本業務の実施にもかかわらず、その達成が困難となる場合は、本業務を中止するものとし、その場合における本業務の取扱いについては、第１７条に定めるとおりとする。

第１３条（第三者との紛争処理）

乙および丙は、本試験の遂行に関して第三者の著作権を含む知的財産権その他いかなる権利をも侵害していないことを保証する。

２． 本試験の遂行に関して第三者との間で著作権を含む知的財産権またはその他の権利に関する紛争が生じた場合、または、そのおそれのある場合、乙および丙は、ただちに書面により甲にその旨を通知するものとする。この場合、乙または丙は、自己の責任と費用負担で当該紛争を解決するものとし、甲に何ら迷惑をかけず、また甲が被った損害（損害賠償金、和解金及び合理的な弁護士費用を含む）を補償するものとする。ただし、甲の指示が原因で紛争が生じたときは、甲がその負担と責任において解決をはかるものとする。

３． 本条第２項の紛争が生じた場合であって権利者が甲との紛争解決を望む場合、甲はその任にあたることができるが、甲、乙および丙間の最終的な責任問題（紛争解決費用の負担も含めて）については、本条第2項の趣旨に従い処理されるものとする。なお、甲が紛争解決の任にあたる場合、乙および丙は、甲の求めに応じて、情報提供を含めた全面的な協力を行うものとする。

第１４条（有効期間）

 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本業務および本委託料の支払が完了する日までの期間とする。

第１５条（期限の利益の喪失・解除）

甲、乙または丙は、次の各号の一に該当した場合、他方当事者に対して負担する本契約上の一切の債務について期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を他方当事者に弁済しなければならない。

1) 本契約の規定に違反し、書面による催告を受けたにもかかわらず、３０日以内に当該違反が是正されなかったとき。

2) 差押・仮差押・仮処分・競売・租税滞納処分その他の公権力の行使による処分、または、破産・特別清算・民事再生・会社更生の手続開始の申立てを受けたとき。

3) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。

4) 営業の廃止または解散の決議をしたとき。

5) 自ら振り出しまたは引き受けた手形または小切手について、不渡り処分を受けたとき。

6) その他財産・信用状態が悪化し、または、そのおそれがあると認められる客観的な事象が発生したとき。

7) 次条に基づく表明または確約に対する違反が判明したとき。

２．甲、乙または丙は、他方当事者が前項各号の一に該当した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

第１６条（反社会的勢力の排除）

甲、乙および丙は、自己または自己の代理もしくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

4) 暴力団員等に対して資金を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

5) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第１７条（中途終了時の取扱い）

1. 本契約の規定に基づき、本業務が中途で終了し、終了時点までに得られた本成果物がある場合、乙および丙は、かかる本成果物を甲に提出するものとし、当該本成果物については、第６条、第８条、第９条、並びに第１８条の規定を準用するものとする。
2. 本契約の規定に基づき、本業務を中途で終了する場合、本委託料の金額は、終了時点までに乙および丙において既に着手した本業務の割合に按分比例して定まる金額とする。甲は、乙の発行する請求書に定める方法により、所定の期限までに支払を行うものとする。

第１８条（損害賠償）

　　乙または丙が、本契約または関係法令に違反して本業務を実施したことにより甲が損害を被った場合、甲は、損害賠償を乙または丙に請求することができる。但し、甲は、第１０条に定める免責に同意するものとする。

2． 甲、乙または丙は、他方当事者が第１５条第１項各号の一に該当した場合、本契約の解除の有無にかかわらず、それにより被った損害の賠償を他方当事者に請求することができる。

第１９条（権利義務の譲渡等の禁止）

甲、乙および丙は、本契約によって生ずる権利または義務を他方当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に譲渡または承継させてはならない。

第２０条（裁判管轄）

甲、乙および丙は、本契約に関連して生じた一切の紛争処理については、被告の本社所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第２１条（存続条項）

第１４条で定める有効期間にかかわらず、第６条、第８条、第１０条、第１１条、第１７条、第１８条、第２０条の規定は、本契約終了後も引き続き、第９条の規定は同条に記載の期間、なお有効に存続するものとする。

第２２条（協議）

本契約に定めのない事項または条文の解釈上に疑義が生じたとき、甲、乙および丙は、誠意をもって協議の上定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

令和 7年 月 日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡県静岡市清水区日の出町９番２５号

清水マリンビル２階

　 　　　　甲　一般財団法人マリンオープンイノベーション機構

 　　代表理事　松永　是

 乙

 丙

別紙

個人情報取扱特記事項

１．基本的事項

　 乙および丙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

２．取得の制限

　 乙および丙は、委託業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

３．安全管理措置

　 乙および丙は、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４．従業者の監督

　 乙および丙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

５．再委託の禁止

　 乙および丙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

６．複写または複製の禁止

　 乙および丙は、甲の同意がある場合を除き、委託業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

７．資料等の廃棄

　 乙および丙は、委託業務を処理するため甲から提供を受け、または乙および丙自らが作成しもしくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

８．目的外利用・提供の禁止

　 乙および丙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

９．取得状況の報告等

　 甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙および丙に報告させ、または自らその調査をすることができる。

10．事故発生時における報告

乙および丙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。